

国際貢献事業に補助

文化振興課 224-5506
 多文化共生と国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に、補助金を交付します(上限四万円)。

対象事業・活動：青少年などを海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介など、市民の国際交流や国際理解を促進する事業▼教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際協力を展開する事業▼日

埼玉県議会議員一般選挙の結果

選挙管理委員会事務局 224-6120

候補者名(得票順・敬称略) 当=当選

当	中野ひでゆき	22,806票
当	福永のぶゆき	22,504票
当	舟橋かずひろ	18,132票
当	しばや実	15,528票
	やべ節	15,124票
	もりやひろ子	13,460票

有効投票=107,554票▶投票率=39.55%

光化学スモッグに注意!

本語指導・通訳などのボランティア活動から、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する活動

環境保全課 224-5894
 保健予防課 227-5102

5月から9月にかけて、晴れて日ざしが強く、風が弱い日には光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの症状が出る場合があります。光化学スモッグの発生抑制のため、自動車の使用を控えましょう。



市からの発令情報のお知らせ

- 防災行政無線 注意報などの発令・解除をお知らせします。
- 看板の掲示 市内の主な公共施設で、発令情報をお知らせします。

県からの発令情報のお知らせ

● 県大気環境課ホームページ・携帯

サイトでの情報提供、電子メール配信サービスでお知らせします
注意報などが発令されたら
 ● 屋外での激しい運動は避ける
 ● 目などに刺激を感じたらすぐに屋内に入る

● 乳幼児や高齢者は健康被害を受けやすいので特に注意
健康被害にあったら
 ● 洗眼・うがいを
 ● 洗眼・うがいで良くならない、呼吸困難・けいれんなどの症状があるときは医師の診断を受ける

*健康被害状況を、保健予防課または環境保全課へ連絡してください。

雨水対策施設の設置補助

下水工務課 223-0331

雨水の一時的な流出抑制と有効利用を図るため、屋根に降った雨を処理する雨水対策施設の設置費用を補助します。

種類	浸透ます	小型貯留槽
1基	19,000円	19,000円
2基	33,000円	38,000円
3基	46,000円	
4基	58,000円	

対象の雨水対策施設は、市の基準を満たす、浸透ます(四基まで)・小型貯留槽(二基まで)です。工事着工前の申請が必要です。
 対象：市内在住(営利目的、仮設建築)

建築物、過去に最大限度の補助金交付を受けた方を除く)
補助金額：設置工事に要した経費の二分の一または左上表限度額のいずれか小さい額

*補助金額に千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てます。
 *浸透ます・小型貯留槽を併せて設置する場合は、それぞれの基数に応じた額が限度額です。

国民生活基礎調査を実施

保健総務課 227-5101
 生活福祉課 224-5784

厚生労働省では、昭和61年以降、毎年「国民生活基礎調査」を実施しています。同調査は、医療や所得など、国民生活の基礎的事項を調査するものです。調査結果は、今後の厚生労働行政の企画・立案に必要な基礎資料となります。

調査員が対象世帯を訪問し、調査票を配布・回収します。4月中旬から準備調査を始めます。市民の皆さんのご協力をお願いします。

- 医療などの調査(世帯票) 調査日：6月2日
 - 所得などの調査(所得票) 調査日：7月14日
- 問い合わせ：生活福祉課

子ども手当のお知らせ

子育て支援課 224-5821

平成23年度の子ども手当は、六か月間(9月分まで)の支給が決まりました。支給金額・要件は昨年度と同じです。なお、平成22年度に川越市で子ども手当を受給していた方は、申請手続きは必要ありません。

10月分以降は、国で審議しているため、決まりしだいお知らせします。
支給金額：月額一万三千元(誕生月の翌月から中学校修了まで)
支給要件：日本国内に住所があり、中学校修了前の子を養育している方

*今年度は、毎年6月に行われていた年度更新手続き(現況届)は実施しません。

申請期限：出生・転入の届け出をした父母等⇨出生・転入の日から十五日以内

*期限を過ぎて申請した場合、手当が支給されない期間が発生します。

申請窓口：子育て支援課(本庁舎二階)・出張所

*郵送の場合は〒350-8601

川越市役所子育て支援課。

*申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。

*公務員の方は、勤務先に申請してください。

添付書類：申請する父または母等の健康保険証のコピーまたは年金加入証明(厚生年金・共済年金加入者のみ)、その他審査に必要な書類

支給時期：6月・10月

支給方法：認定請求書で指定する金融機関へ振込み

児童扶養手当・特別児童扶養手当額を変更

子育て支援課 224-5821

児童扶養手当は、父または母と生計が同一でない子を育てている方や、一定の障害のある父または母の子を育てている方に支給します。特

別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害のある子を育てている方に支給します。

●児童扶養手当

子の人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人	41,550円	41,540円~9,810円
2人	46,550円	子1人の支給額+5,000円
3人以上	1人につき3,000円加算	

●特別児童扶養手当(月額)

1級(重度)	50,550円	2級(中度)	33,670円
--------	---------	--------	---------

これらの手当額は、物価の変動に応じて改定します。昨年度の消費者物価指数が下落したことに伴い、4月から上表のとおり改定しました。

都市景観重要建築物等の指定

都市景観課 224-5961

重要な価値があると認められる建築物等を「都市景観重要建築物等」に指定しています。3月4日、追加指定を1件、新規指定を1件行い、合計70件となりました。

山田家土蔵(H14.3.8 No.19の追加指定)

所在地…喜多町1番地3

建築年…明治17年



札の辻の少し北側、喜多町の中ほどに位置します。間口約2間・奥行約2間半で、内部は2層になっています。外観は建築当時のままの漆喰仕上げ、屋根は瓦葺きです。喜多町は明治26年の川越大火に遭わなかったため、主屋と同様に大火以前の建築様式を伝える大変貴重な土蔵となっています。

榊原家門

所在地…南通町19番地3

建築年…江戸後期



川越八幡宮の敷地内にあります。屋根は切妻瓦葺き、材質はけやきが主体となっています。70年程前の台風で一度倒壊しましたが、屋根を葺き替えた以外は、形式・材質・金具等は当時のままで、江戸時代の特徴を残す貴重な門です。

環境政策課からのお知らせ

環境政策課 0224-5866

みどりの担当から

●緑の支援

申し込みは、環境政策課(本庁舎五階)に事前相談し、①③⇨来年3月30日(金)、②⇨来年1月31日(火)までに所定の申請書を同課に提出してください。

①生け垣設置補助金

緑豊かで、災害に強いまちづくりのため、公道沿いに生け垣を新設する際に補助金(限度額七万二千元)を交付します。

②屋上緑化・壁面緑化補助金

市街地の緑化推進と、地球温暖化・ヒートアイランド現象対策のため、市街化区域内建築物の屋上や壁面を緑化する際に補助金を交付します。

屋上緑化：限度額三十六万円

壁面緑化：補助資材を設置する場合

⇨限度額九万円 ⇩つる性植物を下

垂させる場合⇨限度額十八万円

③保存樹木・保存樹林指定

市内に残る貴重な樹木、樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、保存のための奨励金を交付します。

保存樹木…年額一本三千六百元

保存樹林…市街化区域⇨1㎡当たり

年額二十七円⇩市街化調整区域⇨

1㎡当たり年額二円

●「緑の募金」にご協力を

募金期間：5月1日(日)～31日(火)

●「川越市緑の基金」にご協力を

市内の緑化推進・緑地保全のために、市独自で基金の積み立てを行っています。募金箱は、本庁舎一階と五階にあります。

●市民花壇



寿町2丁目設置された市民花壇

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに、市から支給する

●市民の森指定

個人などが所有する樹林に休憩施設・散策路などを整備し、市民の皆さんの憩いの場として提供します。

●緑のカーテン

夏場の室内温度の上昇を抑える「緑のカーテン」。皆さんが作ったものを市ホームページで紹介します。

●アライグマの被害対策

アライグマは繁殖力が強く、天敵

がいないため、近年急激にその数を増やしています。在来の生態系に被害が及んでいるため、県と協力して被害対策を行っています。見つけたらご連絡ください。

●こどもエコクラブ会員募集

近所の友達や家族でグループを作って、生き物調査やリサイクル活動などをしてみませんか。幼児から高校生までを含む二人以上で、グループ登録できます。

申し込み：電話で環境政策課

●石綿除去・大気調査結果

環境保全課 0224-5894

●石綿の除去などは届け出が必要で

建築物・工作物の解体や改修工事の際は、事前に石綿(アスベスト)使用の有無について調査が必要です。石綿の使用が判明し、対象工事を行う場合には、大気汚染防止法で作業場所の隔離、作業内容の掲示・届け出などが義務付けられています。

石綿の除去などには、専門的な技術が必要です。専門業者に相談してください。

対象工事：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材

が使用されている建築物または工作物の解体工事や改造・補修工事

届け出：工事の十四日前までに環境

保全課(本庁舎五階)

*石綿スレートなどの非飛散性石綿

含有建材の除去などを行う場合、届

け出の必要はありませんが、湿潤化

などの石綿飛散防止対策を実施するようお願いします。

●大気中の石綿濃度調査結果

アスベストモニタリングマニュアルが改訂され、総繊維濃度が1ℓ中一本を超えた場合、検体を詳細分析する方法になりました。

上表の地域で調査を実施しました。夏

期測定において詳細

分析したところ、石

綿繊維は検出されま

せんでした。総繊維

濃度が1ℓ中一本

を超えたのは、有機

物の繊維などが浮遊

していたためと考え

られます。

調査期間：夏期⇨昨

年8月23日～25日

⇩冬期⇨昨年12月

14日～16日

調査方法：アスベ

ストモニタリングマ

ニュアルに準拠

調査結果

(単位=本/ℓ)

調査地域	夏期平均	冬期平均	年平均
川越測定局(宮下町2丁目)	1.20(石綿の検出無し)	0.08	0.30
高階測定局(砂新田1丁目)	0.77(石綿の検出無し)	0.06未満	0.21
霞ヶ関測定局(伊勢原町5丁目)	1.30(石綿の検出無し)	0.06	0.28